

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3502

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 29 日	支出額	12,100 円
項目	事務所費	充当額	12,100 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所駐車場代 R7.8 月分		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
50641	07-07-29	09:09	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥12,100	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(破 費)
万円	千円	千円	円
お振込明細またはご案内			
お受取人	埼玉りそな銀行 南越谷支店 普通 1442614 フォンカエステート(カ様)		
ご依頼人	アサイアキラ セイムカット "ウツ" ムツヨ様		
電話番号	048-962-5777		
取扱番号	290001		
印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****			
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地： 越谷市越ヶ谷一丁目4621番3, 4, 5
名称： 文化エステート越ヶ谷駐車場 内第 号

車種プレートナンバー スバル サンバー (色 グレー)
[Redacted]

賃 料： 宅ヶ月金12, 100円也 (内消費税1,100円)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は 令和 3年 5月 1日より令和 4年 3月12日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後1年毎の自動更新するものとする。
- 第2条 賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一宅ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等（無断駐車含む）による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の實に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
(1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
(2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
(3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
(4)自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

(1)前項の確約に反する事実が判明したとき。

(2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

(3)乙が次の行為を行ったとき。

①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。

②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円(内消費税500円)申し受けます。

・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。

・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。

・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人

口座名義人

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主(甲)

住所 越谷市南越谷4丁目5番地2

文化エステート株式会社

氏名 代表取締役 中山 寧子

電話 048-985-6134

借主(乙)

住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号

氏名 浅井 明

電話 048-962-5227

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3535

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 30 日	支出額	176,407 円
項目	事務所費	充当額	158,766 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃料・駐車場 8 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	松本ビル			2階	201号室
	所 在 地	(住居表示) さいたま市南区別所3-3-5				
		(登記簿)				
	構 造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・地下1階付3階建				
	種 類	工場・事務所・共同住宅	新築年 月	昭和56年2月		
	面 積	2階の一部 約50.89㎡				
附 属 施 設						

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年6月1日 から 令和8年5月31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額152,777円 (消費税10% 13,888円含む)	管理・ 共益費	月額7,130円 (消費税648円)
家財 保険料	円	敷 金	458,331円 (賃料3ヵ月分)
上下 水道代	月額3,000円 (消費税10% 272円含む)	礼 金	(賃料1ヵ月分) 152,777円 (消費税10% 13,888円含む)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込	[REDACTED]	

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市南区別所3-3-5	
	名称	松本駐車場	指定場所 [REDACTED]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間		
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日		

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)		月額16,500円(消費税10% 1,650円含む)	
敷金		金 円	
支払期限: 毎月末日までに 翌月分 を支払う			
賃料等の 支払方法	☒ 振込		

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

管理業者	商号又は名称	[REDACTED]
所在地	[REDACTED]	TEL [REDACTED]
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号 [REDACTED]) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3536

(1/4)

日付	令和 7 年 7 月 30 日	支出額	135,440 円
項目	事務所費	充当額	121,896 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃令和 7 年 8 月分		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 39841	お取引日 07-07-30	時刻 11:32
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥135,000	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) [REDACTED]		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) [REDACTED]		印紙税 [REDACTED]

お振込明細またはご案内	電信
お受取人 サイタマケソソソキン サカト 普通 8289798 ファイソIステート(カ様 登録番号 0005	
お依頼人 オカ"ワタタ"シ セイムカット"ウツ"ムソヨ様	
電話番号 [REDACTED] 取扱番号 400045	

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

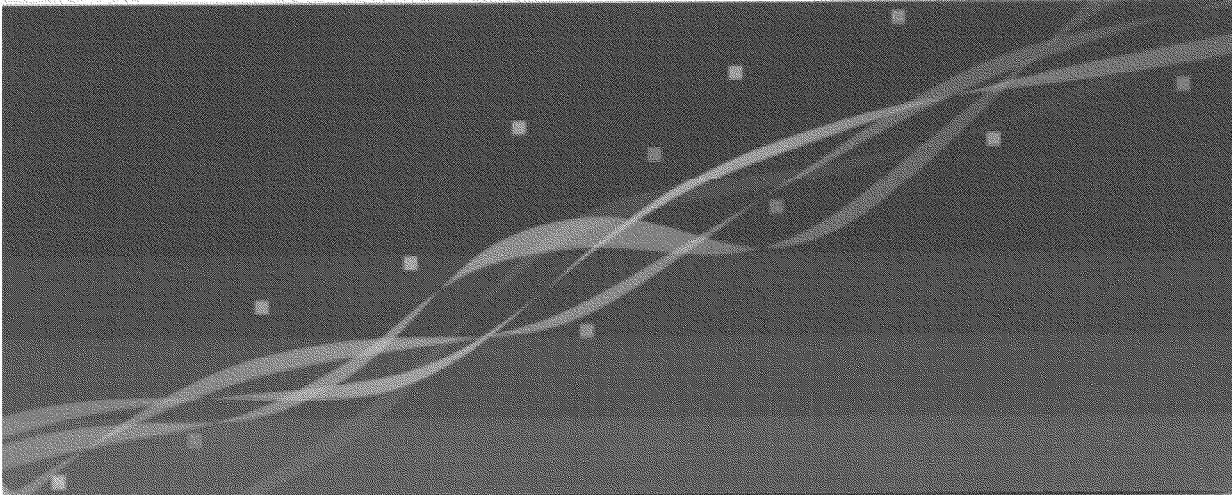
*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3536

(3/4)

		 RESONA
店番	口座番号	
		小川直志 政務活動事務所様
埼玉りそな銀行		普通預金通帳
		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(4/4)

期 間	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差 引 残 高
07-07-30	.送金	*135,000	ATM ファイニステ-	*967,073
07-07-30	.手数料	*440		*966,633

○他店支払いの切手等をご入金の場合は、領受欄にお戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は切手等の種類により異なります。詳細は窓口でご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額、残高の単位について
〔項目名〕お支払金額・お預り金額、差引残高
・外貨普通預金の場合は、円換算後に別に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、通帳単位となります。

[illegible]

.....

更新同意書

物件の表示

所在地

名称

八幡店舗

賃貸人

賃借人

小川 直志

こちらをご返送お願いします。

（印）

【現行の契約内容】

令和4年2月12日～令和7年2月11日

項目	金額
月額賃料	130,000
管理費	5,000
敷金	270,000
火災保険(2年)	20,000

【新契約内容】

令和7年2月12日～令和10年2月11日

項目	金額
月額賃料	130,000
管理費	5,000
敷金	270,000
火災保険(2年)	20,000
・原賃貸借契約及び特約内容を引き継ぐ事。	

私は上記物件の賃貸借契約を本書記載の通り更新する事を同意し、更新費用を別紙請求書の通りお支払いたします。尚、原賃貸借契約及び特約内容を引き継ぐ事。

退去時原状回復及び退去時清掃代の負担が有る場合は退去時

賃借人様、ご記入・

ご捺印(捺印)をお願いします。

ご記入

賃借人	住所				
	氏名	小川 直志	電話番号		
連帯保証人	住所				
	氏名		自宅携帯		
	勤務先		勤務先電話		

代理人

ファインエステート(株)

埼玉県坂戸市八幡2-3-2

TEL049-288-1101

保証人様、ご記入・

ご捺印(捺印)をお願いします。

(印)

令和4年2月12日

小川 直志 様
下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。
この内容が重要ではから充分御理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	登録する定款	
発効年月	平成29年 5月 6日	建設費	
主たる事業内容	埼玉県飯戸市入籍2	業種に準ずる	埼玉県飯戸市八幡2-8-2
所在地・商号	フライングスター	建設物の所在地	フライングスター株式会社
名称・代表者	代表取締役 伊 藤 一	商号・名称	TEL 049-268-1101
	TEL049-268-1101	取引関係	経介 消費税 親税業者

1. 物件の表示等

物件の 表示	所在地 埼玉県坂戸市八幡1-1-2	建物 名 八幡店館	用途 種別 貸付併用住宅	築年 数 大造	面積 約0.10㎡	築 年 月 1989年2月
交賃	連立 東武上陸 板戸駅 徒歩 13分	名称 [黒塗り]	生所 [黒塗り]	管理の委託先 ワイエスエスアート株式会社		
					〒660-045-288-1101	

2. 應記録に記載された事項

2.登記簿に記載された事項

所有名義人	氏名	住所
甲区	所有者にかかる権利に関する事項	乙区 所有権以外の権利に関する事項の概要 担当権 有

2. 熱帯性気候

3. 設備状況等	通水管 (メーター専用)	経戸式水道金具	049 (283) 1952
水	気 東京電力 (メーター専用)	東京電力	0120 995441
電	メ 経都府ガス (メーター専用)	都府ガス	0120-352-025
排	水 公排水下	ガス	有無
溝		有無	有無
台	所 専用 (水洗)	電 談	無 (可)
トイ			
浴	室 無		

湯有(残設物扱い)	来店案内
注意(重要) 有: 諸君の注意を要する事項(重要)	

4. 法令に基づく制限の措置 (注) 者: 該する法令を名(○で囲むこと)
- ①新都市基盤整備法 ②新都市基盤整備法 ③新潟市都市計画の整備に関する法律 ④新法第
5. 当該建築物が土砂災害警戒区域内に否か 土砂災害警戒区域外
6. 当該地震動が造成地防災区域内に否か 造成地防災区域外
7. 当該建築物が造成地防災区域内に否か 造成地防災区域外

8.アスベストの調査に関して(やっていない)

9. 耐糖診断について

[illegible]

10. 取締役の種類及び期間

[illegible]

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領した。なお契約成立時には報酬額 135,000 円を支払うこととなる。

令和 4 年 2 月 12 日

1242

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3537

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 30 日	支出額	140,000 円
項目	事務所費	充当額	112,000 円
細目	事務所費	按分率	4/5
摘要	7 月事務所家賃		
備考			

支払証明書あり

理由 引き落としのため

貸店舗賃貸借契約書

貸主 [redacted] (以下甲という) と 借主 立石 泰 広
(以下乙という) と 連帯保証人 [redacted] (以下丙という) とは、下記条項に
基づき店舗賃貸借契約を締結した。

第1条 【物件の表示】

甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の1部である下記表示部分を
（以下賃貸借物件という）を乙に賃貸することを約し乙はこれを承諾した。

所在地	埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称	第一ドリームハイツ
構造	鉄骨造・3階建 陸屋根
賃貸面積	総面積933.19㎡の内1階 101号 店舗面積 約50.48㎡（15.27坪）

第2条 【使用目的】

賃貸人は、賃貸借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使
用してはならない。

第3条 【賃貸借期間】

賃貸借期間は、令和5年 4月 1日から令和8年 3月31日迄の満3ヶ
年間とする。

第4条 【賃貸借期間中の解約】

賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃貸人は6ヶ月前、賃借人
は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、
賃借人は、予告を変えて、3ヶ月分の賃借料相当額を支払い、即時解約すること
ができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】

賃貸借の賃料は、月額金140,000円也（-----）、共益費は、月額金
-----円（消費税含む）とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃貸人若し
くはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場
合、振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、
その月の日数によって日割り計算とする。

- 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、
近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づく事情により、当該賃料
が不相当と認められるに至ったときは、賃貸人及び賃借人の協議の上、これを改
定することができる。

第6条 【付加使用料】

賃借人の賃貸借物件使用に関連して生ずる賃貸借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条 【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

1. 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃借物件の転貸（共同使用その他これに準ずる場合を含む）
2. 賃借物件の用途変更
3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条 【原状変更】

賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃貸人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条 【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃貸借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃貸人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条 【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によって、賃貸人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条 【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃貸人の責に帰することのできない事由によって賃借人が蒙った損害に対しては、賃貸人は一切その責を負わないものとする。

第12条 【建物の管理】

賃貸人又はその使用人は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃貸借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずる事ができる。但し、非常の場合など、賃貸人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃貸人の措置に対し協力しなければならない。

第13条 【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条 【敷金】

本契約に基づく債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃貸人に預け入れるものとする。但し、賃貸人はこれに対し利息を付さない。

2. 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができない。
3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃貸人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃貸人が新たに賃貸して、保証金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点に、賃借人に対して返還するものとする。
4. 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条 【賃貸借契約の消滅】

天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。

2. 前項の場合、賃貸人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条 【貸主の解除権】

賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃貸人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるものとし、この場合賃貸人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
3. 第7条の規定に違反したとき。
4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあったとき。
7. 著しく信用を失墜する事実があったとき。
8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条 【看板その他】

本物件建物外部に取り付ける看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃貸人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条 【設備などの負担】

賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条 【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金など、一切の請求はもちろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃貸人に請求することができない。

第20条 【原状回復義務等】

本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て収去し、原状に復してこれを賃貸人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかったときは、賃貸人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができるものとし、賃借人はこれに対し、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃貸人が決定できるものとし、内装部分が残った場合も、賃借人は賃貸人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後に、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃貸人は任意にこれを処分することができる。
3. 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さないときは、賃貸人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもちろん、そのため賃貸人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しなければならない。

第21条 【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃貸人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃貸人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃貸人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条 【協議事項】

本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃貸人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第23条 【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃貸人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条 【付保険】

賃貸人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条 【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条 【強制執行】

乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条 【修繕及び費用負担】

本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。

(甲の負担するもの)

1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料

(乙の負担するもの)

1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条 【遅延損害金】

乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条 【特約条項】

1. 本物件建物外壁に看板等を取り付ける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。
3. 賃料の振込先

4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令和5年 8月 2 日

(甲) 賃貸人

住 所

氏 名

(乙) 賃借人

住 所

氏 名

立石 泰広

TEL

(丙) 連帯保証人

住 所

氏 名

TEL

仲介業者

埼玉県知事(13)第6079号

埼玉県川口市西川口1丁目6番

株式会社 大槻工務店

代表取締役 大槻和彦

TEL 048-256-7377

宅地建物取引士

登録番号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3538

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 30 日	支出額	990 円
項目	事務所費	充当額	495 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	j フロアモップリース代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3538

(2/2)

お客様名

埼玉県議会議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書

登録番号: T8070001004715

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサービス北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-8
TEL 049-285-5695 FAX 049-285-7731
0120-00-5695

発行日 2025 年 7 月 30 日 次回訪問日 2025 年 8 月 27 日

取引 現金

No. 100217792000

商品・サービス内容			契約数	前回数	単価	納品回収金額		納品・回収訂正		備考	
納品	回収	金額	納品	回収	金額	金額	金額	金額	金額		
フロアモップF			FM-DF	4W	1	1	990	1	1	990	
2025年07月24日時点 DDuetコイン残数											

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
訂正後	税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	900	90	990	990

消費税率 10%

押印サイン

担当者名

525

DUSKIN

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3595

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	90,435 円
項目	事務所費	充当額	81,391 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	豊岡事務所家賃として（令和 7 年 8 月分）		
備考	振込金額 91000 円の内、1000 円は水道料金（水道料金は事務費で計上） 家賃 1 か月 80000 + 駐車場 10000 + （振込手数料 440 × 90000/91000） = 90435 ※小数点以下四捨五入		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行 RESONA			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
49741	07-07-31	09:31	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥91,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		硬貨 認証	
万円 千円 千円 円		円	
お振込明細またはご案内			
お受取人 お振込先 お振込金額 お振込日 お振込時刻 お振込内容 お振込金額(円) お振込手数料 お振込後の残高(円) お振込現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円 円			
登録番号 0004			
マツモトヨシアキセイムカット"ウツ"ムツヨ様			
電話番号			
取扱番号 300052			
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済 *****			

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2023年 5月 27 日

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			
乙・借主	氏名	松本 義明	TEL	
	住所			
丙・ 連帯保証人	氏名		印	TEL
	住所	別紙、連帯保証人引受承諾書に記載		
	極度額	円		

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県入間市狭山台1-15-19 04-2934-3581	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 狭山台	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 長谷川 敏	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事(8)第15603号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		印	氏 名
	登 録 番 号			登 録 番 号 () 第 号
	業務に従事する 事務所名	株式会社 狭山台商事	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	埼玉県入間市狭山台1-15-19 04-2934-3581	事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

事業用貸貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 松本 義明 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建築物	名 称	[REDACTED] 儀廟台貸事務所 1階		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県入間市廟台二丁目1番21号		
		(登記簿) 埼玉県入間市廟台二丁目754番地22		
	構 造	木・鉄骨造/スレート葺/3階建の1階部分		
	種 類	居宅・店舗	新築年月	平成15年3月6日
	面 積	1階38.29㎡のうち36㎡		
附 属 施 設	無し			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

圖書(3) 契約期間

2023(令和5)年 6月 1日 から 2026(令和8)年 5月31日までの3年間	
目的物件の引渡し時期	2023(令和5)年 6月 1日

圖 4-4 實料箱

賃料	月額 80,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	管理・共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)
家財保険料	必ずご加入下さい	敷金	160,000円 (賃料2ヵ月分)
駐車場 2台分	月額 10,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	礼金	80,000円 (賃料1ヵ月分)
水道代	月額 1,000円		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで振込	
賃料等の支払方法	☒ 振込		
	☐ 持参		
	☐ 口座引落		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3596

(1/2)

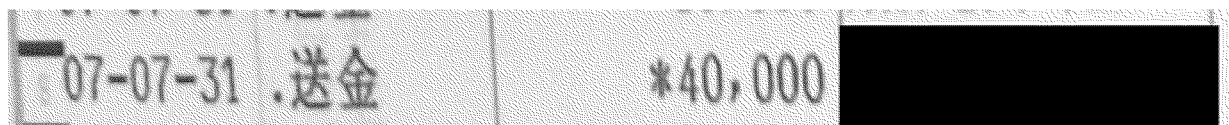
日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	40,000 円
項目	事務所費	充当額	36,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	日出谷事務所賃借料 R7 年 7 月分		
備考	岡地優 36,000=40,000*9/10		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3596

(2/2)



建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、甲という) と賃借人 岡地 優 (以下、乙という) とは
次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m²

第2条(使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条(賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条(賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円

賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条(その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20
氏名 岡地 優 [REDACTED]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3597

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	50,000 円
項目	事務所費	充当額	35,000 円
細目	事務所費	按分率	7/10
摘要	事務所賃借料 8 月分		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57409	07-07-31	11:26
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥50,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
万円	千円	千円
		(硬貨)
		円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
サイタマリソナ
クマカ"ヤエキマエ
普通 4129616
カ)スエヒロフト"ウサツ様
登録番号 0014
スキ"タ ツケ"ミ様

ご依頼人

電話番号
取扱番号 310009

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。

事業用賃貸借契約書

貸主 株式会社末広不動産（以下「甲」という。）と借主 杉田 茂実（以下「乙」という。）
と、連帯保証人（以下「丙」という。）とは、この契約書により頭書に表示する不動産に
関する賃貸借契約を締結した。

頭書（１）目的物件の表示

建 物	名 称	本町１丁目店舗 1・2階		
	所 在 地	〈住居表示〉 埼玉県熊谷市本町1丁目181番地		
		〈登記簿〉 熊谷市本町一丁目 181番地		
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建		
	種 類	事務所	新築年月	昭和40年5月
	面 積	264.30㎡ （79.95坪） ※専有部分面積		
賃貸方法		事業用賃貸借契約		
附 属 施 設				

頭書（２）事業内容（具体的に記載すること）

埼玉県議会議員事務所

頭書（３）契約期間

2022年4月1日 から	2023年3月31日 まで	(1年間)
--------------	---------------	-------

頭書 (4) 賃料等

賃料	月額 50,000円 (45,455 円 + 消費税 10%相当分4,545 円)	—		—	
敷金		—		—	
火災保険	保険証券の写しを提出	—		—	
—		—		—	

その他の条件					
貸与する鍵	鍵No				
	本数				
賃料等の支払時期		毎月末日までに翌月分を振込			
賃料等の 支払方法	☒ 振込				
	☐ 持参	持参先			
	☐ 口座引落	委託会社名			

頭書 (5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	杉田 茂実		
	(自 宅) TEL	[REDACTED]		
	(勤務先) TEL	048-526-1813	(名称・部署名)	課
	(携 帯) TEL	090-3211-6225		

頭書 (6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社末広不動産		
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		

管理業者	商号又は名称 株式会社末広不動産		
所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地	TEL 048-522-1112	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号			
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		4 6 5 6	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記入
管理担当者	氏名	[REDACTED]	
	賃貸不動産経営管理士：登録番号	[REDACTED]	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記入

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	貸主と同じ			
	住所	貸主と同じ			

頭書（7）更新に関する事項

本事業用賃貸借契約の契約期間は頭書（3）契約期間に記載の1年間とする。
尚、契約期間満了に際し、甲乙共に何ら申し出がない場合、本契約は更に1年間同一条件にて延長（自動更新）されるものとし、以後も同様とする。
また、契約期間満了に際し申し出がある場合は、甲乙共に3ヶ月前までに相手方に対して書面にて通知するものとし、以降の契約条件を協議出来るものとする。

頭書（8）特約事項

※甲及び乙は賃料を含む課税対象項目の消費税率引上げの際は、新消費税率での適用となる事を了承するものとする。

※本契約書第12条（解約）に基づき、甲は乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより本契約を終了する事ができる。
乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
乙は、解約の申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過するまでの間、随時に本契約を終了することができる。

※乙は、本契約書契約条項第10条（契約期間中の修繕）に関わらず、本物件の建物に経年劣化が生じている事を十分に認識の上借り受けるものとし、建物及び付属設備の維持保全及び定期メンテナンスを含む一切の請求をしないものとする。但し、雨漏りについては、甲の負担をもって修繕するものとする。

※甲は、本物件を現状有姿にて乙へ引き渡すものとし、乙はこれを了承の上借り受けるものとする。

※乙は、本建物を明け渡す際、原状に復すこととする。
尚、著しく床やクロスを損傷し、床替え及び張替えが必要となった場合は、乙の負担にて行うものとする。

※乙は、本物件への増改築や看板レイアウト等の新設・変更・撤去をする際は、事前に甲へ書面にて通知し、甲の同意を得た上で取り掛かることとする。（但し軽微な補修などはこの限りでない）
また、乙は上記工事に伴う建物・設備に穴や傷跡等が生じた際は退去時に原状に復すものとする。

※乙は、甲より貸与された鍵を1本でも紛失させた場合、乙の費用にて交換しなければならない。
鍵交換をした際は、交換前の鍵を甲へ返却し、交換後の元鍵を1本甲へ渡すものとする。
また、乙は鍵交換を希望する際は事前に甲の許可を得なければならない。

※乙は、本物件明け渡しの際甲に対してその事由、名目の如何に拘らず本物件の改装、間仕切り、その他諸造作設備等の買取請求及び有益費の償還請求又は移転料、立ち退き料、権利金等一切の請求をしないものとする。

※乙は、乙の責任において損害を担保する目的で事業用火災保険（借家人賠償責任保険必須）へ加入し、火災保険証券の写しを提出するものとする。

※乙は、自己またはその代理人、使用人、来客、又はその他関係者の故意並びに過失により建物及び設備等を故障、破損、滅失させた時はその賠償をしなければならない。

※乙は、本物件を事務所としてのみ利用し、他の用途に使用してはならない。
乙が他の用途での使用をした際は、甲は催告を要せず本契約を直ちに解除する事ができるものとする。

※乙は、退去時に残置物を残さないものとする。

本契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、記名押印の上、甲及び乙が各自1通を保有する。

2022年 9月29日

甲・貸主	氏名	株式会社 末広不動産 代表取締役社長 日向 弘薫	TEL	048-522-1112
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
乙・借主	氏名	杉田 茂実	TEL	090-3211-6225
	住所	熊谷市小江戸 894番地		
連帯保証人	氏名	国	TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の	ヶ月分	(円)
連帯保証人	氏名	国	TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の	ヶ月分	(円)
保証機関				

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-1111	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 オフィスナンバーワン	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 日向 弘薫 国	代表者の氏名	国
	免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号	免許証番号	
	免許年月日	平成30年 7月11日	免許年月日	
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	国
	登 録 番 号		登 録 番 号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社 オフィスナンバーワン	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-111	事務所所在地 TEL	

※ 国 は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の営業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書（3）に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書（7）の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書（4）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書（4）の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、頭書（2）記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器設備に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙が賃料の支払いを延滞し、又は損害賠償その他本契約に基づく債務があるとき、甲は前項の敷金をもってその弁済に充当することができる。この場合、乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することはできない。乙は、甲より充当通知を受けてから5日以内に敷金の不足額を補填する。

3 乙が前項に違反したときは、甲は乙に対し不足金額100円につき14%の延滞損害金を請求できる。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の1ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書（2）の事業内容を変更してはならない。

- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 1 か月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為、及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
 - 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

- 第9条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令上設備の新設・改善等が必要となった場合も同様とする。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、本条第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕(柱、屋根、梁、外壁、雨漏り等主要構造体)を行わなければならない。
- ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。
 - 5 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は、自ら修繕することができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
 - 2 甲は、乙が本条第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に本条第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第7条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始

- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 乙又はその使用人（以下「乙ら」という。）が暴力団員でもあるにもかかわらず、そのことを偽って契約したことが判明したとき。
 - 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
 - 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
 - 四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
 - 五 乙らが、第7条第7項第五号から第七号の規定に違反したとき。
 - 六 乙らが、暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

（解約）

- 第12条 甲は、乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を終了することができる。
- 又、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

（明渡し及び明渡し時の修繕）

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

（立入り）

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

（甲の通知義務）

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書（6）に記載した管理業者の変更

（乙の通知義務）

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする
 - 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散
 - 五 連帯保証人の破産開始決定等、連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

（延滞損害金）

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365日あたり） 14.5 %の割合による延滞損害金を支払うものとする

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、下記方法により乙の債務を担保する。

- 2 本契約において、連帯保証人を立てる場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 連帯保証人は、極度額——万円範囲で乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
 - 四 貸借人は、連帯保証人（法人の場合を除く。以下、本条について同じ）に対して保証委託をするにあたり、民法465条の10第1項各号に定める下記情報を提供したこと、及び、連帯保証人に提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証する。

記

- ① 財産及び収支の状況
- ② 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ③ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 本契約において、家賃債務保証会社の提供する保証に加入する場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第23条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が全部消失した場合、乙はその他の事由により本物件の全部使用及び収益ができなくなった場合に、当然に消滅する。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

- 第22条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(契約の終了)

第23条 本契約は、本物件の全部が消失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)

第25条 特約事項については、頭書（8）に記載するものとする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3598

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	40,000 円
項目	事務所費	充当額	28,000 円
細目	事務所費	按分率	7/10
摘要	駐車場賃貸料 8 月分		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57409	07-07-31	11:27
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥40,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
万円	千円	千円
		(硬貨)
		円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
サイタマリソナ
クマカ"ヤIキマI
普通 3895993
か) オフィスナソハ"ワーク様
登録番号 0004
スキ"タ ツケ"ミ様

ご依頼人

電話番号
取扱番号 310001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場賃貸借契約書

貸主 株式会社オフィスナンバーワン

借主 杉田茂実事務所

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)とは、この契約書により標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

標記A 駐車場の表示

名 称	本町1丁目217 石川駐車場	指定場所	一括
所在地	埼玉県熊谷市本町 1 丁目217番		

標記B 車 種

車 名 (色)	杉田茂実事務所関係車両に限る	登録番号 (ナンバープレート)	
------------	----------------	--------------------	--

標記C 契約期間

始 期	2019年1月1日	終 期	2019年12月31日
-----	-----------	-----	-------------

標記D 賃料等

賃 料	月額 40,000 円 (消費税込)		その他 ()	円
賃 料 等 の 支 払 時 期		翌月分を毎月 末 日迄 (翌月前払)		
賃料等の 支払方法	振 込	金融機関名		預金口座
		(フリガナ) 口座名義人		口座番号

標記E 管理人名

商 号(名称)	株式会社オフィスナンバーワン	代 表 者	日向 弘薫
事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波 2 丁目 1 4 番地 末広不動産ビル2階	電 話	048-522-1111
免許証番号	埼玉県知事 (8) 第 1 4 2 5 5 号		

標記 F 特約事項

1. 甲は、賃料等に対して消費税等の税金が新たに課税された場合、または減税された場合は、税金が改定された月の賃料等より当該税金の改正額に相当する金額に自動的に改定できるものとし、乙はこれを了承の上、本駐車場（指定場所）を借り受けるものとする。
2. 解約は甲乙共に解約月の前月末日までに通知するものとする。
3. 解約月の賃料は日割り計算しない。

本契約の締結を証する為本書を2通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する。

西暦 2019 年 8 月 / 日 2019年1月より駐車場を借りていたが、募集から申込みを撤回した為、2019年1月まで遡及して契約書を作成

貸主(甲)

住 所 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階

氏 名 株式会社オフィスナンバーワン
代表取締役 日向 弘薫 048-522-1111

借主(乙)

住 所 埼玉県熊谷市本町1-181

氏 名 杉田茂実 事務 生年月日 1968 年 8 月 19 日

TEL (自宅) 携帯 090-3211-6225

勤務先名 TEL 048-526-1313

緊急連絡先(担当者)

住 所 同上

氏 名
TEL 048-526-1313

(媒介・代理)業者

埼玉県知事(10)第10244号

所在地 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地

商号 株式会社末広不動産

代表者 代表取締役 日向 均

宅地建物取引士(自署押印)

宅地建物取引士登録番号

氏名



(媒介・代理)業者

国土交通大臣免許

埼玉県知事免許

所在地

商号

代表者

宅地建物取引士(自署押印)

宅地建物取引士登録番号 () 第

氏名

印

印

駐車場賃貸借契約約款

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、標記Aに記載する駐車場について、標記Bに記載する自動車の駐車を目的とする賃貸借契約を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記Cに記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、期間満了1ヶ月前迄に互いに申し出無き時は、更に同一条件にて自動的に更新されるものとする。

(賃料)

第3条 乙は、標記Dの記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、振込の場合振込手数料は借主負担とする。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

~~(敷金)~~ 第4条全文削除

第4条 乙は、賃貸借契約から生じる債務の担保として、標記Dに記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本駐車場を明渡す迄の間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、標記Dに記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、本駐車場の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の金額を無利息で、乙に返還しなければならない。

5 甲は、本駐車場の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、駐車場内に契約車以外の自動車、その他諸物件を置いてはならない。

2 乙は、本駐車場を第三者に使用させたり、譲渡若しくは転貸してはならない。

3 乙は、本駐車場に定着物を設置し、又は現状を改造する等の行為をしてはならない。

4 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

(甲の帰属)

第6条 甲は、本駐車場に係る公租公課を負担するものとする。

(甲の免責)

第7条 甲は、駐車場で甲の責めに帰すべからざる事由により生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。

(乙の義務及び賠償責任)

第8条 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。

3 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他の駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

(甲の通知義務)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 標記Aに定める指定場所の変更
- 三 標記Eに記載した管理人の変更

(乙の通知義務)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 一 乙の住所・氏名・緊急連絡先・その他の変更
- 二 標記Bに記載する車両の変更

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき
- 二 第8条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 契約時に、乙が告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

(甲からの解約)

第12条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃貸借契約を解除しようとするときは、明渡し月の前月末日迄に乙に予告することを要し、乙は予告された明渡し期日迄に甲に明渡すものとする。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して解約月の前月末日迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れ月の翌月分賃料を甲に支払うことにより、随時本契約を終了させることができる。

(車両の移動)

第14条 本駐車場の保安、防犯、防火その他管理上の事由により、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

(明渡し)

第15条 乙は、本契約終了後、使用場所内の残置物を撤去し本駐車場を明渡すものとする。

- 2 乙が残置物を放置した場合は、甲がこれを適宜処分し、処分に要した費用を乙に請求できるものとする。

(協議)

第16条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第17条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する。暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 2 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(特約事項)

第18条 特約事項については標記Fに記載するとおりとする。